

議案第 62 号

平成28年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成28年度流山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,970千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,918,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成28年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		9,222	4,970	14,192
	1 繰越金	9,222	4,970	14,192
補正されなかった款項に係る額		1,904,032	0	1,904,032
歳入合計		1,913,254	4,970	1,918,224

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,838,638	4,970	1,843,608
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,838,638	4,970	1,843,608
補正されなかった款項に係る額		74,616	0	74,616
歳 出 合 計		1,913,254	4,970	1,918,224

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
保険料納付環境（クレジットカード納付）整備事業	自 平成28年度 至 平成33年度	1件当たり100円に収納取扱件数を乗じて得た額の合計額以内と消費税及び 地方消費税の合計額

平成28年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第1号)事項別明細書

1 歳入

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	節		説明
		区分	金額	
1 繰越金	4,970 (9,222) (14,192)	1 繰越金	4,970	・前年度繰越金追加 〔高齢者生きがい推進課〕 4,970
項計	4,970 (9,222) (14,192)			
款計	4,970 (9,222) (14,192)			
歳入合計	4,970 (1,913,254) (1,918,224)			

2 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,970 (1,838,638) (1,843,608)			4,970 繰越金 4,970		19 負担金、補助及び交付金	4,970
				4,970			
				4,970			
							1 後期高齢者医療広域連合納付に要する経費 4,970
							(1) 後期高齢者医療広域連合納付事業〔高齢者生きがい推進課〕 4,970
							負担金、補助及び交付金追加 (4,970) 負担金追加 4,970 ・後期高齢者医療保険料納付金追加 4,970
項 計	4,970 (1,838,638) (1,843,608)			4,970			
款 計	4,970 (1,838,638) (1,843,608)			4,970			
歳出合計	4,970 (1,913,254) (1,918,224)			4,970			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		支 出 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
保険料納付環境（クレジットカード納付）整備事業	1件当たり100円に収納取扱件数を乗じて得た額の合計額以内と消費税及び地方消費税の合計額		千円		千円		千円	千円	千円
				自 平 成 28 年 度 至 平 成 33 年 度	30			30	